

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第52号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年5月20日 14時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港 本渡港防砂堤灯台から真方位241°180m付近 (概位 北緯32°27.57' 東経130°12.51')
事故等調査の経過	平成27年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第5恵比須丸、14.55トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-14374（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底キールに擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、船長が操舵室上段の操舵区画で操船に当たり、本渡港を南西進した。</p> <p>船長は、前方に本渡港防砂堤灯台（以下「防砂堤灯台」という。）を視認したが、防砂堤灯台のどちら側が可航水域か分からず、また、GPSプロッターを0.5海里レンジで拡大表示させても水深や浅瀬などの情報がなかったため、甲板員を船首に配置して見張りに当たらせ、低速力で防砂堤灯台の西側を航行していたところ、前方に潜堤を認めた。</p> <p>本船は、船長が、防砂堤灯台の東側を航行しようと反転したが、甲板員が潜堤の方へ手で合図して誘導したため、潜堤の上を航行できると思い、約3ノットの速力で潜堤に向けて航行していたところ、平成27年5月20日14時00分ごろ潜堤に乗り揚げた。</p> <p>付近を航行していた熊本県の漁業取締船は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、潮が満ちるのを待って潜堤を離れ、自力で航行して本渡港へ入港した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。 船長は、本渡港を航行するのは初めてであり、出発前にウェブサイトの地図で航行予定海域を確認したものの、詳細な水路調査を行っていなかった。

	<p>船長は、潜堤に向けて航行する際、甲板員が目視ではあるが一番近くで水深を確認していたので、甲板員の誘導により潜堤の上を航行できると思った。</p> <p>海図W1252及び灯台表によれば、防砂堤灯台は赤塔形の右げん標識であり、防砂堤灯台の西側は浅瀬となっており、潜堤が防砂堤灯台から西南西方へ陸岸まで築造されている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本渡港を南西進中、船長が、前方に潜堤を認めて反転したものの、船首配置の甲板員が潜堤の方へ手で合図して誘導したことから、潜堤の上を航行できると思い、再び潜堤に向けて航行し、潜堤に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、甲板員が船首で海面下を見て誘導していたので、潜堤の上を航行できると思ったものと考えられる。</p> <p>甲板員は、海面を通して水深を目測していたことから、水深を過大に評価したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本渡港を南西進中、船長が、前方に潜堤を認めて反転したものの、船首配置の甲板員が潜堤の方へ手で合図して誘導したため、潜堤の上を航行できると思い、再び潜堤に向けて航行し、潜堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航路標識に関する知識を深めること。 ・ 事前に航行予定海域の水路調査を詳細に行うこと。